

幼児・大学生・高齢者対象



自転車用ヘルメットの購入費用を補助します!

自転車で死亡した方の約6割が頭部に致命傷を負っています。自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。



申請
対象者

- 今治市在住で満6歳以下の幼児(未就学児)の保護者
 - 今治市在住で満65歳以上の高齢者(令和9年3月31日時点)
 - 今治市内の大学・短大・専門学校等に在学する方 **NEW!**
- ※いずれも同一世帯に市税の滞納がないこと



補助額

ヘルメット購入費用の1/2

上限額

3,000円

※使用者1人につき1回限り

対象ヘルメット

満6歳以下の幼児(未就学児)、満65歳以上の高齢者および大学生等が使用する以下いずれかの安全基準を満たす新品ヘルメット(未使用・中古品は対象外)



SGマーク



JCFマーク



CE EN1078マーク



GSマーク



CPSCマーク

※市内の登録店舗で購入したものに限りです。

申請
書類

- 今治市幼児、学生及び高齢者自転車用ヘルメット利用促進事業費補助金交付申請書兼請求書
- 申請者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の写し
- 学生証の写し又は在学証明書等、大学等に在学していることが確認できるもの※学生のみ
- 領収書等(店名、品名、購入日、購入金額が記載されているもの)の写し
- 購入店舗(登録店舗)による販売証明書
- 振込先金融機関の口座確認書類(申請者名義の通帳、キャッシュカード)の写し

〈対象期間〉令和8年4月1日～令和9年3月31日までに購入したもの

〈申請受付期間〉令和8年4月1日～令和9年3月31日

電子申請できます!

▼詳細はこちら▼



サイクルシティ
推進課

問 今治市役所 サイクルシティ推進課

TEL 0898-36-1547 FAX 0898-25-2961

Email cyclecity@imabari-city.jp